

事業計画認定で機器の固定資産税軽減 経営強化法に熱視線

中小向けセミナー活気

今月施行された固定資産税軽減の支援措置を規定する中小企業等経営強化法が、県内でも中小企業経営者らの注目を集めている。岐阜信用金庫がセミナーを企画すると、申し込み希望者が殺到し、予定の定員を拡大して開催された。国の税制改正や補助金制度の充実が進む中、経営者らは「チャンスかもしれない」と情報収集に努めている。(山田孝二)



セミナーに詰め掛けた大勢の参加者ら。各務原市那加桜町、市産業文化センター

同法は、新規取得した機械装置の固定資産税の3年間半減と金融支援の特例措置を規定。中小企業、小規模事業者などは国が策定した事業分野別指針に基づき経営力向上計画を作成し、認定を受けると支援措置が受けられる。

「中小企業等経営強化法は業種や事業規模の違いに考慮した新しい施策」。同金庫が各務原市で開いた「税制・施策活用セミナー」で、中部経済産業局経営支援課の川田拓経営支援係長はこう切り出し、「補助金で購入する機械装置に關しても工業会の証明書を付ければ固定資産税の特例

対象になる」と説いた。

会場には約200人が集まった。同法に關するセミナーは全国的にまだ少なく、同金庫が先駆けて実施したことから、地元企業だけでなく沖繩、大阪、長野、愛知、三重など他府県からも来場者があった。参加者からは「省エネ補助金と併用はできるのか」「計画を達成できないとどうなるのか」などと質問が次



々と上がった。

固定資産税の特例は、赤字企業も減税効果を楽しめる。また、生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制の上乗せ措置などと併用が可能のため、併用によるメリットも魅力のようだ。

県内の経営者らは研究を進めている。製造業の経営者は「設備投資を考えているので情報収集のために来た」と言い、説明を聞き終え「使えるかどうか検討したい」と話した。別の経営者は「投資意欲を喚起する制度」と関心を深めていた。

税理士法人名南経営の中小企業診断士中島崇志氏は「税制や補助金を活用するキーワードは経営計画。作成すると優遇措置を受けられる仕組みになっている。普段から経営計画を作成していれば、計画の一部分を書き出すことができる」とアドバイスした。